

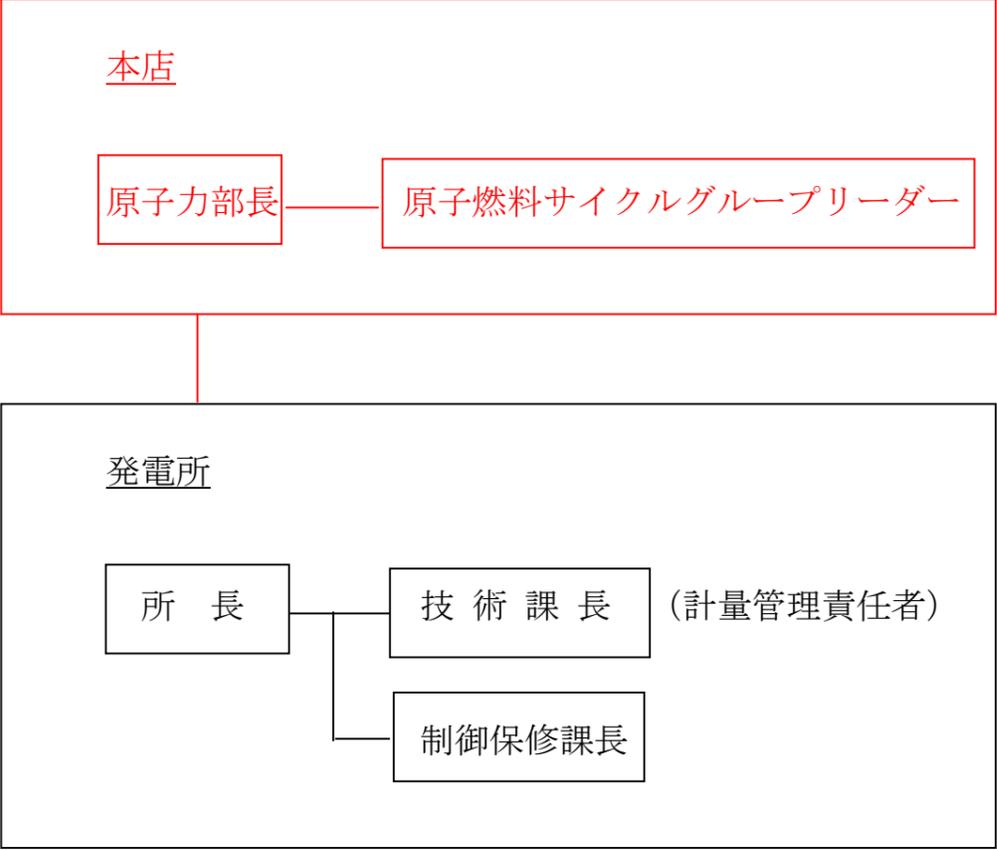
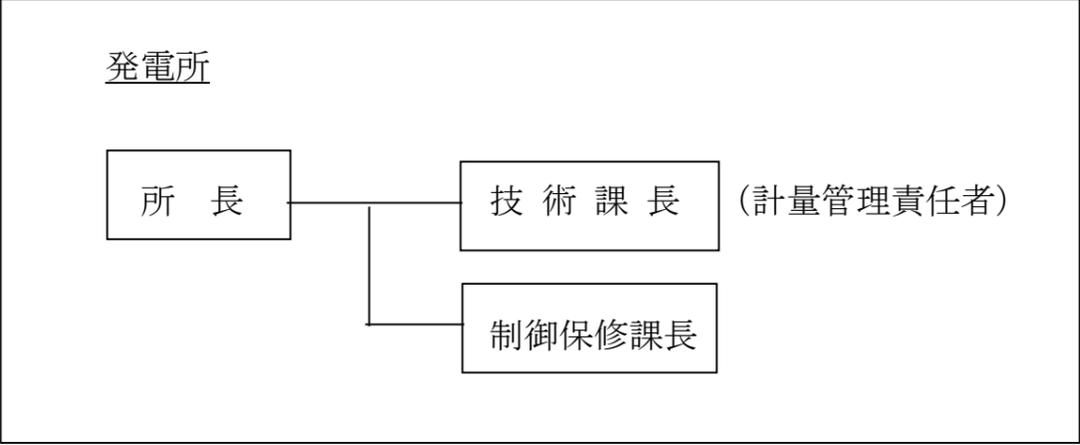
別添

「泊発電所計量管理規定」新旧対照表

北海道電力株式会社

改正前	改正後	改正の理由・備考
<p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施、又は業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 制御係長は、この編の第7章に定める機器の校正を行うものとする。</p> <p><u>(4) 原子燃料サイクルグループリーダーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</u></p> <p>第5章 計量管理手続き</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第1項、第5項、第8項及び第9項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する<u>その</u>職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者(以下「査察官等」という。)より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p>	<p>第2編 原子炉の設置又は運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施、又は業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 制御係長は、この編の第7章に定める機器の校正を行うものとする。</p> <p>第5章 計量管理手続き</p> <p>(試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する<u>当該</u>職員若しくは指定保障措置検査等実施機関の検査員又は国際原子力機関の指定する者若しくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者(以下「査察官等」という。)より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から保管を依頼された場合は、これを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合は、必要な記録を行うものとする。</p>	<p>組織間の業務範囲見直しに伴う変更</p> <p>国内法改正に伴う変更</p>

改正前	改正後	改正の理由・備考
<p>第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第11項、第12項、第13項及び第14項の規定に基づき取り付けた封印又は監視装置を取り外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取り外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(職務)</p> <p>第52条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、本編次条以下に定める、発電所における計量管理に関する業務の適切な実施又は計量管理に関する業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p><u>(3) 原子燃料サイクルグループリーダーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</u></p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、<u>平成30年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>第11章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(封印及び監視装置)</p> <p>第48条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第61条の8の2第2項及び法律第61条の23の7第2項又は法律第68条第10項、第11項、第12項及び第13項の規定に基づき取り付けた封印又は監視装置を取り外す必要が生じた場合は、あらかじめ、ただしやむをえない場合には取り外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会から連絡の必要がないとあらかじめ通知された封印については、取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合、前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>第3編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</p> <p>第1章 組織及び職務</p> <p>(職務)</p> <p>第52条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、本編次条以下に定める、発電所における計量管理に関する業務の適切な実施又は計量管理に関する業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。</p>	<p>国内法改正に伴う変更</p> <p>組織間の業務範囲見直しに伴う変更</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする。</p>

改正前	改正後	改正の理由・備考
<p data-bbox="290 369 1050 407">別図1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p> 	<p data-bbox="1478 369 2237 407">別図1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p> 	<p data-bbox="2504 663 2837 741">組織間の業務範囲見直しに伴う変更</p>

改正前				改正後				改正の理由・備考
別表5 測定機器の校正 (第29条関係)				別表5 測定機器の校正 (第29条関係)				国内法改正に伴う変更 国内法改正に伴う変更 国内法改正に伴う変更 記載の適正化 記載の適正化
測定機器	校正時期又は頻度	校正内容		測定機器	記録時期, 頻度	校正内容		
可動小型中性子束検出器	測定の都度	検出器相互間の感度についてのクロスチェック		可動小型中性子束検出器	測定の都度	検出器相互間の感度についてのクロスチェック		
主給水流量計	<u>施設定期検査時</u>	模擬入力信号による校正		主給水流量計	<u>定期事業者検査時</u>	模擬入力信号による校正		
主給水温度計	<u>施設定期検査時</u>	模擬入力信号による校正		主給水温度計	<u>定期事業者検査時</u>	模擬入力信号による校正		
主蒸気圧力計	<u>施設定期検査時</u>	模擬入力信号による校正		主蒸気圧力計	<u>定期事業者検査時</u>	模擬入力信号による校正		
別表7 運転記録 (第40条, 第42条関係)				別表7 運転記録 (第40条, 第42条関係)				
記録事項	記録時期, 頻度	保存期間	記録の根拠	記録事項	記録時期, 頻度	保存期間	記録の根拠	
7. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	10年	法律第61条の7 規則第4条第1項15号	7. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	10年	法律第61条の7 規則第4条第1項15号	
				<p><u>※: 国際原子力機関 (IAEA) 及び原子力規制委員会との間で記録の提出の停止について合意した期間を除く。</u></p>				